

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想

平成26年10月

甲賀市

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 甲賀市は滋賀県南部に位置し、東部の山々から野洲川と榎川が流れ、川筋に沿う形で平地が開けており、東端には鈴鹿山脈南嶺が北東から南西方向に走っている。南部の信楽地区は信楽盆地の中を大戸川が流れている。

農地は平坦地と山麓に拓け古琵琶湖層からなる重粘土質を活かしたコシヒカリや滋賀羽二重もち等良品質米の生産地として知られており、特産のお茶は甲賀市土山および甲賀市信楽を中心に銘茶として生産向上を進めている。その他、かんぴょう、鮎河菜、杉谷なすに代表される伝統的な野菜をはじめ、かぼちゃ、トマト、ほうれんそう、にんじん、ネギ、かぶ、玉ねぎ等の栽培も盛んである。畜産業においても、酪農を中心に肉牛、養鶏の部門でそれぞれ安定経営を図っている。

また、集落営農組織の育成強化や農用地の流動化の推進による大規模専業農家の育成、地域農業の担い手の経営の安定化を図っている。

今後は、今日までの体系を活かしながら、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、担い手が中心となり産地化を目指すとともに、経営規模の拡大を志向する耕種農家と施設園芸や畜産等を含めた複合経営を展開する農家との間で、労働力の提供や農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域全体として農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 市の農業構造は、昭和40年代の産業構造の変化に伴い急激に兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、近年、生活様式の変化等から離農する農家が増え一土地利用型農業・茶業・畜産を問わず農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に基幹的農業者や集落営農組織等多様な担い手の確保とともに担い手への農地の流動化が急速に進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域などでは、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、市内及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね5

00万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり概ね2,000時間）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 市は、将来の甲賀市の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市は、甲賀農業協同組合、農業委員会、甲賀地域農業センター、県農業農村振興事務所等と十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行い、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の団体と連携し営農診断、営農改善方策の提示、人・農地プランの策定等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。また、多様な担い手による農業への新規参入や農地の有効利用の確保を図る。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、甲賀農協各営農センターと連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県農業農村振興事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域等における耕作条件不利地においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図るとともに、これまで地域の農業の維持発展に重要な役割を果たしてきた意欲ある農業者を地域の実情に即した担い手として位置づけ、地域の実情に応じて市、関係団体の連携により農業経営改善計画の認定に向けた支援を行う。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請や家族経営協定の締結の推進、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確にし、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした集落営農や特定農業団体を支援する事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を開拓している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 市は、隣接する湖南市とともに、甲賀地域農業センターと連携して認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び

農協支所単位の研修会の開催等を県農業農村振興事務所の協力を受けつつ行う。

特に、市の特産品であるお茶は経営の安定を図るため、生産者、市、農業委員会、県農業農村振興事務所、滋賀県農業総合技術センター茶業指導所との連携を密にし、茶生産による地域活性化に努める。大規模生産を目指す農業者に対しては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同指導チームの下に日本政策金融公庫滋賀支店の参画を得るとともに、農協の融資担当者等による資金計画に係る研修を実施するなど、濃密な指導を実施する。

また、稻作単一からの脱却を図ろうとする農業者に対しては、新規の集約的作目導入を図るため、同指導チームの下に、市場関係者や全農滋賀県本部園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせた複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

## 6 新たな農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

### (1) 新規就農の現状

市の平成21年から25年の5年間で新規就農者は自営就農8人、雇用就農13人の微増となっている。従来からの基幹作物である、水稻作の新規就農者の育成・確保をより一層図るとともに、収益性の高い園芸品目の新規就農者の育成・確保生産拡大を図り、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

#### ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や滋賀県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間100人を踏まえ、市においては年間9人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で20法人増加させる。

#### イ 新に農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

甲賀市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり概ね2,000時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得概ね250万円）を目標とする。

### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた甲賀市の取組

上記に掲げるような新たな農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会、甲賀農業協同組合や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県甲賀農業農村振興事務所、甲賀農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する當農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、甲賀市における主要な當農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

當農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水田作	水稻:18.0ha 小麦:9.0ha 大豆:9.0ha	〈資本装備〉 トラクター(50PS):2台 コンバイン(4条):1台 田植機(6条):1台 各種アタッチメント 他	・複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る ・青色申告の実施 ・地域との協調関係を 基本とした借地経営 の実現	・家族経営協定の締 結に基づく給料制・休 暇制の導入 ・農繁期における臨時 雇用従事者の確保
施設野菜 専作(キュウ リ・トマト・メロ ン・他果菜 類)	キュウリ・トマト等:年2 作型体系、 延べ栽培面積 5,000 m <sup>2</sup>	〈資本装備〉 軽量鉄骨ハウス: 2,500 m <sup>2</sup> 保温・灌水設備1式 温風暖房機:1台 トラクター(25PS):1台 動力噴霧器:1台 他	・複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締 結に基づく給料制・休 暇制の導入 ・農繁期における臨時 雇用従事者の確保
露地野菜 (玉ねぎ、カ ボチャ他)+ 水田作	露地野菜:2.0ha 水稻:12.0ha 小麦:6.0ha 大豆:4.0ha 大豆収穫作業受 託 7.0ha	〈資本装備〉 野菜定植機:1台 野菜収穫機:1台 防除機:1台 トラクター(30PS):1台 コンバイン(3条):1台 田植機(6条):1台	・複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締 結に基づく給料制・休 暇制の導入 ・農繁期における臨時 雇用従事者の確保

施設野菜 専作(仔 牛)	イチゴ: 2,200 m <sup>2</sup>	〈資本設備〉 パイプハウス: 2,200 m <sup>2</sup> 少量土壤培土設備・ 給水設備: 1式 動力噴霧器: 1台	・複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締 結に基づく給料制・休 暇制の導入 ・農繁期における臨時 雇用従事者の確保
茶 (平地)	茶: 12.0ha	〈資本設備〉 乗用型摘採機: 1台 乗用型刈払機: 1台 乗用管理機: 1台 可搬式摘採機: 2台 可搬式剪枝機: 2台 2t トラック: 1台 軽トラック(4WD): 2台 防霜ファン: 3kw/10a 他 製茶加工は委託	・複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締 結に基づく給料制・休 暇制の導入 ・農繁期における臨時 雇用従事者の確保
茶 <山間地>	茶: 5.0ha	〈資本設備〉 可搬式摘採機: 3台 可搬式剪枝機: 2台 2t トラック: 1台 軽トラック(4WD): 1台 防霜ファン 4kw/10a 他 製茶加工は委託	・複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締 結に基づく給料制・休 暇制の導入 ・農繁期における臨時 雇用従事者の確保
酪農	経産牛: 40 頭 未経産牛: 15 頭程 度 飼料作物: 7.0ha	〈資本設備〉 牛舎: 1棟 堆肥処理施設 パイプライン一式 トラクター(50PS): 1台 バーンクリーナー: 1台 ホイルローダー: 1台 飼料作物収穫作業アタ ッチメント 他	・複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締 結に基づく給料制・休 暇制の導入 ・農繁期における臨時 雇用従事者の確保 ・ヘルパー制度の活用に より休日制の導入を 図る
養鶏(肉 用)	年 180,000 羽出荷 常時飼養羽数: 60,000 羽	〈資本設備〉 ウインドレス鶏舎 自動給餌給水方式 床面温湯	・複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締 結に基づく給料制・休 暇制の導入 ・農繁期における臨時

養鶏(採卵)	20,000 羽	〈資本装備〉	雇用従事者の確保
		鶏舎:5 棟 自動給餌機:10 台 自動集卵機:20 台 スチームクリーナー:1 台 〈その他〉 自家育す 鶏糞は乾燥鶏糞として販売	

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水田作	水稻:40.0ha 小麦:20.0ha 大豆:20.0ha	〈資本装備〉 トラクター(70PS):2 台 コンバイン(5 条):2 台 田植機(乗用 8 条):2 台 各種アタッチメント 他	・一元経理 ・適正な資産管理と継続的な運用 ・青色申告の実施 ・農業生産法人を設立し企業会計を営む	・給料制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・社会保険等への加入
茶	茶:20ha	〈資本装備〉 製茶機械 120k:1.5 ヲ ン 乗用型摘採機:1 台 乗用型刈払機:1 台 可搬式摘採機:5 台 可搬式剪枝機:5 台 トラック(2t):2 台 防霜ファン:3~4kw/10a 他	・一元経理 ・適正な資産管理と継続的な運用 ・青色申告の実施	・給料制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・社会保険等への加入

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する當農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に甲賀市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、甲賀市における主要な當農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

當農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻	水稻: 10.0ha	〈資本装備〉 トラクター(30PS): 2台 コンバイン(3条): 1台 田植機(乗用5条): 1台 各種アタッチメント 他 〈その他〉 ・麦・大豆は集落當農 対応とし基幹労働力として参画 350時間	・複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る ・青色申告の実施	・農繁期における臨時 雇用従事者の確保 ・社会保険等への加入
施設野菜	施設野菜: 1,000 m <sup>2</sup>	〈資本装備〉 パイプハウス: 1,000 m <sup>2</sup> 栽培設備 1式 少量土壤培土耕導入	・複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る ・青色申告の実施	・農繁期における臨時 雇用従事者の確保 ・社会保険等への加入
茶	茶: 3.0ha	〈資本装備〉 可搬式摘採機: 1台 可搬式刈均機: 1台 可搬式剪枝機: 1台 2t トラック: 1台 軽トラック(4WD): 1台 防霜ファン: 2.1ha	・複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締 結に基づく給料制・休 暇制の導入 ・農繁期における臨時 雇用従事者の確保

### 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
面積のシェア：70% なお、面的集積についての目標については、農地利用集積円滑化事業等を実施して、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする	

1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

#### 2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

##### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市では農用地の利用について、水稻作を中心とした複合経営や茶業といった多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえる必要がある。

土地利用型農業を主体とした農業生産が展開されている地域では、認定農業者、集落営農組織などの担い手への農地集積が進んでいるが、集積された農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模農業機械の導入ができないことなど、効率的な作業に支障が生じ、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

また、担い手が少ない地域においては、一部遊休化したものが増加傾向にある。

##### (2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン

市では分散農地を担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営改善が進まない可能性が高い。また、今後、離農等により一定量の農地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ、平坦地も含め遊休農地化し、市の農業振興に支障を及ぼすおそれがある。

このため、平坦地域においては、認定農業者、集落営農組織など効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地の概ねを面的に集積することを誘導する。

また、中山間地域においては、農地の利用調整機能が設置されていないため農用地利

用改善団体の整備と合わせて、特定農業団体等の育成を進めることにより、農地について効率的な利用が図られることをめざす。

(3) 将来の農地利用のビジョン実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等

市の将来の農地利用のビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

ア 認定農業者、集落営農組織等効率的かつ安定的な経営体の育成

イ 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成

ウ 農地利用集積円滑化団体の活用によるア及びイに対する農地の面的集積の促進

エ 遊休農地解消のための各種施策等の実施

なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体等による指導体制の整備を行う。

## 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、滋賀県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市の農業の地域特性、水稻作を中心とした複合経営や茶業といった多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

(1) 利用権設定等促進事業

(2) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

(3) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

(4) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

(5) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 集落営農推進地区においては、集団転作で培われた技術等を水稻作の共同化にも生かし、生産性の高い効率的かつ安定的な農業経営を行えるよう指導する。また、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導や助言を行う。

イ 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

### 1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

①利用権の設定等を受ける者が利用権等の設定等を受けた後において備えるべき要

件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

- ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、(ア)、(イ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。
- (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。
- ② 農用地について所有権や地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規程する事業（以下「農地中間管理事業」という。）又は同法第2条第4号に掲げる業務を行う農地中間管理機構、法第4条第3項第1号ロに規定する農地利用集積円滑化事業及び農業構造の改善に資するための事業を行う農用地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等を行うことについて市に確約書を提出すること。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成17年法律第86号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいうこという。その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を市へ提出すること。

④ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑤ ①から④に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## （2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## （3）開発を伴う場合の措置

① 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」（平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）別記様式第3号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

#### (4) 農用地利用集積計画の策定時期

① 市は、法第6条の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。

② 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

#### (5) 要請及び申出

① 甲賀市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 市の区域の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に

設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の 90 日前までに申し出るものとする。

#### （6）農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、（5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、（5）の②、③及び④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようとする。

#### （7）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）その支払い（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

⑦①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書を参考資料（法人である場合は定款の写しも）を添えて甲賀市長に報告する旨

(ア) ①に規定する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(イ) ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

(ウ) (イ)の農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

(エ) ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

(オ) 地域の農業における他の農業者との役割分担

(カ) ①に規定する者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、①が行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに①の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(キ) その他参考となるべき事項

⑧ ①に規定する者が③、④以外の設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項及び①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、撤退した場合の混乱を避けるため次に掲げる事項（実行する能力があるかについて確認して記載）

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) 必要に応じて、(ア)から(エ)のほか、撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

## (8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が五年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持

分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑨までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者に対する勧告

市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農地利用集積計画の取消し

市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち以下に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す。

ア (9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ (13)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたとき。

(15) 取消の公告

市は、(14)の取消しをしたときは、(14)のア及びイに係る賃貸借又は使用貸借による

権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を市の掲示板への掲示により公告する。

なお、この公告により(14)による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあつせん等（法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業の実施等）の働きかけ等を行う。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適當であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないと判断される場合は、その区域（1～数集落）から一部を除外することができるものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明ら

かにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。
  - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること
  - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるとときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
  - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要

件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### （7）農用地利用改善団体の勧奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### （8）農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農業農村振興事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、甲賀地域農業センターとの連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業

## の実施の促進に関する事項

### (1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

## 4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。また認定就農者については、青年等就農計画の達成に向け、県農業農村振興事務所、農業協同組合や甲賀地域農業センターと連携を図り、農業技術の修得や経営管理能力の向上に向けた指導や研修など支援策を講じる。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入できるよう就農相談活動等の相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に發揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るために、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 市は、甲賀農業協同組合の協力を得ながら、低温倉庫、野菜集出荷施設、農産物

の加工施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 市は、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。市内で広く実施されているような面的な広がりで田畠輪換を実施する集団的土地利用（ブロックローテーション方式）を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

エ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

市は、農業委員会、県農業農村振興事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

#### ア 受入環境の整備

農業農村振興事務所、甲賀地域農業センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、農地に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

#### イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう

教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場の設置や、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

#### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

##### ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

市が主体となって滋賀県立農業大学校や農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

##### イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、生産物の販路の確保を支援する。

##### ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、交流の促進、他産業の経営ノウハウを取得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

##### エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

#### (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については県青年農業者育成センター（滋賀県農林漁業担い手育成基金）、甲賀地域農業センター、技術や経営ノウハウについての習得については滋賀県立農業大学校、就農後の営農指導等フォローアップについては、県農業農村振興事務所、農業協同組合、市内の認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 第5 農用地利用集積円滑化事業に関する事項

### 1 農用地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

市において農用地利用集積円滑化事業を実施する者については、地域における認定農業者等担い手の現状、農地実情などに精通した要員を有しており、農用地利用集積円滑化事業について、適確かつ迅速に対応できる者が実施するものとする。

なお、市は農用地利用集積円滑化事業の実施状況を把握するため、農用地利用集積円滑化事

業を行う者に対し、毎年度、前年度の事業実績及び当該年度の事業実施計画について報告を求めるものとする。

## 2 区域の基準

市における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域は、市全域とする。（旧村ごとの区域とする。）

なお、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一緒にとして農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

## 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

### （1）農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を記載しなくてはならない。

#### ア 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

（ア）農用地等の所有者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項（当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む）

（イ）その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

#### イ 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

（ア）農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

（イ）農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

（ウ）農用地等の管理に関する事項

（エ）その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

#### ウ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

#### エ 事業実施地域に関する事項

オ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、農業委員会等との連携に関する事項

カ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

### （2）農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方

① 認定農業者や認定就農者等担い手への農地の集積・集約化を図る観点から、市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う農地中間管理機構や農地利用集積円滑化団体との連携を密にし、農地利用集積円滑化事業とともに農地中間管理事業の長所を活かしながら、担い手への農地集積を促進する。

② 滋賀県農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を促進するため、市、農業委員会、農業協同組合や農地利用集積円滑化団体は、同機構に対し、情報提供及び事業への協力をを行うものとする。

### （3）農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

市における農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方については、大規模経営を行う認定農業者を中心とした担い手が経営のコストダウンを図り、より一層経営の効率が図られるよう、効率的かつ安定的な経営体を中心に行う。

### （4）農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

農地所有者代理事業を実施するに当たっては、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、当該委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定しないこと。

なお、委任事務の範囲は下記事項を基本とするが詳細については農地所有者と農地利用集積円滑化団体との間で利用権設定等委任契約書を締結すること。

ア 利用権の設定等又は農作業の委託の相手方として適當と認められる者の選定に関するこ。

- イ 適格者との利用権の設定等又は農作業の委託を行う場合の条件等の協議及び調整に関すること。
  - ウ 委任土地に係る利用権の設定等に関する契約の締結、変更、更新及び解除、農地法第3条第1項の許可の申請並びに農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画への同意に関すること。
  - エ 委任土地に係る農作業の委託に関する契約の締結、変更、更新及び解除に関するのこと。
- (5) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準
- ア 農用地等の売買価格は、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定める。
  - イ 農用地等の借賃については、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定める。
- (6) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- 市は農地利用集積円滑化事業の円滑な実施のために農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体による検討の場を設ける
- (7) 農地利用集積円滑化事業規程の承認
- 市が農地利用集積円滑化事業規程の承認する際は、農地利用集積円滑化事業を行おとす者の人的構成、財政基盤等の状況を踏まえ、法令の基準に照らして判断する。
- なお、複数の者から承認の申請があった場合には、書面による審査のほかに申請者から農地利用集積円滑化事業の実施方針等を聴き取って判断する。
- ア 市に農地利用集積円滑化事業規程の承認を申請する際のには、次に掲げる書面を提出しなければならない。
    - (ア) 農地利用集積円滑化事業規程
    - (イ) 法第4条第3項第1号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人にあつては、定款
    - (ウ) 法第4条第3項第2号に掲げる者にあつては、定款又は規約
  - イ 市は、農地利用集積円滑化事業規程の承認に当たっては、次に掲げる基準をすべて満たす場合のみ行う。
    - (ア) 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、基本構想に適合することであること
    - (イ) 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
    - (ウ) 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、法第12条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
    - (エ) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。
    - (オ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
    - (カ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。
    - (キ) (カ)のほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
    - (ク) 農地利用集積円滑化事業を行おうとする者が、農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、農業委員会等との適切な連携が図られると認められるものであること

と。

- (ヶ) 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適當な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設が次に掲げるものであること。
- a 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設
  - b 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設
  - c たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く）の用に供する施設。
  - d 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
- (コ) 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適當な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- a 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設
  - b 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設
  - c たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く）の用に供する施設。
  - d 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
- ウ 市が農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について承認をしようとする場合には、あらかじめ、農業委員会の決定を経る。
- エ 市は、農地利用集積円滑化事業規程の承認を行った場合は、遅延なく、その旨及び当該承認に係る事業の種類を市の掲示板への掲示により公告する。

なお、承認の申請を行った農地利用集積円滑化団体に対して次に掲げる事項を記載した承認書を交付する。

- (ア) 農地利用集積円滑化事業を行う者の名称及び住所
- (イ) 農地利用集積円滑化事業の実施地域
- (ウ) 農地利用集積円滑化事業の種類
- (エ) その他必要な事項

オ 農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止については、ウ、エを準用する。

(8) 農地利用集積円滑化団体からの報告徴収等

市は、次に掲げる場合又は次に掲げる場合に該当するおそれがある場合は農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関して必要な報告をさせる。

- ア 農地利用集積円滑化団体としての事業活動が停滞している場合
- イ 事業年度を通じて事業の実績が極めて少ない場合
- ウ 正当な理由なく農用地等の所有者からの委任の申込みに応じない場合、農用の買入価格又は売渡価格が不当に高い場合、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が希望するにもかかわらず貸付け等に応じない場合等農地利用集積円滑化事業規程に則して事業を実施していないと認められる場合
- エ その他農地利用集積円滑化事業の実施を通じて農業経営基盤の強化を図っていくことができないと認められる場合

なお、報告徴収した内容からアからエに該当すると認められる場合は、農地利用集積

円滑化団体に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命じる。

(9) 農地利用集積円滑化事業規程の承認の取消し

甲賀市長は、次に掲げる場合には農地利用集積円滑化事業規程の承認を取り消す。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合、一般

社団法人又は一般財団法人等でなくなったとき。

イ (8)による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ (8)のなお書きの命令に違反したとき。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附則

1 この基本構想は、平成26年10月 日から施行する。

## 別紙1（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合  
・・・その土地を効率的に利用すると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
・・その土地を効率的に利用すると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
・・・その土地を効率的に利用すると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
・・・その土地を効率的に利用すると認められること。

## 別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適當な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年以上、開発して農用地とすることが適當な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力。固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適當な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき甲賀市長が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>



II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の①と同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。</p>	I の③と同じ。	I の④と同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
I の①と同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	I の③と同じ。この場合においてI の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④と同じ。

#### IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>